



# 令和3年度 事業計画

# 令和3年度 事業計画

## I 基本方針

少子高齢・人口減少社会の到来は、我が国全体に経済・社会、とりわけ社会保障制度の存続の危機に直結する大きな課題であると言われていています。人口減少により、多くの地域では、医療・介護・福祉従事者等の担い手の減少を招き、地域の活力や持続可能性を脅かす課題となっています。

そのような中、地域における生活課題の複合化・複雑化が進展しており、全国各地で地域住民の多様なニーズに対応する包括的な支援体制づくりが進められ、地域共生社会推進の動きが本格化しています。地域共生社会を実現するためには、地域の様々な支援機関等の連携・協働が不可欠であり、社会福祉協議会には、その中核を担う重要な役割が求められています。

こうした背景から、地域共生社会の実現に向けた改正社会福祉法等に基づき、それぞれの地域において、地域生活課題に対応する「※重層的支援体制整備事業」が検討されています。

本会では、2025年ビジョンを掲げ、人々の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、人々が様々な生活課題を抱えながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に築いていくことができる「地域共生社会」の実現に向けた様々な体制整備に努めています。地域共生社会の実現は、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的課題・制度の狭間など）の存在や社会的孤立・社会的排除への対応、また地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性などの諸課題に対応するため、「公的支援」と「地域の支え合い」を協働した仕組みを構築していかなければなりません。

このような仕組みをつくり上げていくため、国が示すビジョン（改正社会福祉法）を参考に、昨年度から順延した「第4次大牟田市地域福祉実践計画」の策定を令和3年度に実施することとしています。策定にあたっては、第3次大牟田市地域福祉実践計画の総括に基づき、地域関係者を対象にヒアリングを実施し、将来的な担い手不足の解消や生活支援体制の充実を基本とした持続可能な計画策定を進めてまいります。

また、令和3年度は、「令和2年7月豪雨災害被災者支援」や「新型コロナウイルス感染症の影響をはじめとした生活困窮者支援」、「ひきこもり支援」に取り組みます。さらに、昨年度に引き続き、複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題など、既存の制度による解決が困難な課題解決のため、関係機関や企業・団体との生活支援ネットワークを活用しながら、地域包括ケアシステムの構築を目指し、事業のより一層の充実に向けて努めていきます。

以上のことを踏まえ、令和3年度の重点施策は、以下のとおり定めます。

### 【重点施策】

1. 生活困窮者の自立支援を推進します
2. 地域包括ケアシステム（まちぐるみの支え合いの仕組みづくり）の構築を推進します
3. 多職種協働により、様々な「制度の狭間」となっている問題の解決を推進します
4. 第4次大牟田市地域福祉実践計画を策定します
5. 「大牟田市地域支え合いセンター」を通じ、被災者の生活再建を支援します

※「重層的支援体制整備事業」とは、既存の介護、障害、子ども、生活困窮の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。

## II 重点施策

### 1. 生活困窮者の自立支援を推進します

非正規雇用やコロナ禍による経済的な困窮、少子高齢化やひとり親世帯の増加等による地域社会におけるつながりの希薄化が進む中、本会では、生活困窮者の複合的な課題解決のために関係機関と連携しながら、自立に向けた包括的な支援を行っていきます。さらには、「制度の狭間」となるニーズについては、大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会（以下「社福公益協」という）が実施する「生活困窮者レスキュー事業」や様々な生活支援ネットワークと協働し、生活困窮者の自立支援に積極的に取り組みます。

### 2. 地域包括ケアシステム（まちぐるみの支え合いの仕組みづくり）の構築を推進します

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防・生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築の実現が求められています。本会では、その中でも特に「予防・生活支援」を担うべく住民ニーズに合った様々なインフォーマルサービスを提供し、地域のセーフティネットの仕組みづくりを行っています。在宅高齢者等の生活を支援するため、小地域ネットワーク事業（見守り・訪問活動）やふれあいサロン活動、住民参加型在宅福祉サービスを継続するとともに、日常生活自立支援事業と成年後見事業を合わせた「大牟田市権利擁護センター」で、高齢者や障がい者等の権利を護るための支援の強化を図っていきます。

### 3. 多職種協働により、様々な「制度の狭間」となっている問題の解決を推進します

社福公益協では、主にゴミ屋敷と呼ばれる家屋の清掃活動や食糧・日用品等の支援、つなぎ資金貸付、シェルターの提供等を「生活困窮者レスキュー事業」として実施し、地域住民や福祉関係機関等の認知度も高くなってきました。社会福祉法人には、制度にない狭間となるような事業に対する活動が求められているため、今後も地域住民と連携しながら、地域のセーフティネットとしての役割を果たしていきます。加えて、本会では、社福公益協のほか、様々な企業・団体等とも協働し、「制度の狭間」となるような問題解決に積極的に取り組んでいきます。

### 4. 第4次大牟田市地域福祉実践計画を策定します

社会福祉協議会は、社会福祉法で、地域福祉を推進することを目的とした中核的な組織として位置付けられています。令和2年度は、「第3次大牟田市地域福祉実践計画」の評価を行い、令和元年度に実施した地域関係者へのアンケート調査の分析を基に課題を踏まえた総括を行いました。その上で、「第4次大牟田市地域福祉実践計画」を策定することとしていましたが、コロナ禍による特例貸付業務や豪雨災害による災害ボランティアセンター及び地域支え合いセンター業務等の緊急事案により、計画策定を1年先送りしました。よって令和3年度に改めて「第4次大牟田市地域福祉実践計画」を策定いたします。

### 5. 「大牟田市地域支え合いセンター」を通じ、被災者の生活再建を支援します

大牟田市地域支え合いセンターは、大牟田市からの委託を受け、令和2年7月豪雨災害被災者支援のため、生活支援相談員や補助員による被災世帯宅への戸別訪問を実施しています。今後も引き続き、戸別訪問により、被災者の支援ニーズの把握・掘り起こしを行い、緊急な支援が必要な人においては、地域包括支援センターをはじめ、各種専門機関や専門職に繋ぐなど、被災者の生活再建を総合的に支援していきます。

### Ⅲ 事業計画

#### 【基本目標1】つながりを育む人づくり

#### 1. 支え合いのあるまちづくりの担い手を育成します

##### (1) ボランティアセンター機能充実事業

あらゆる市民の社会参加の実現と、一人ひとりが、地域における「支え合い」や「つながり」を基盤に、地域の福祉・生活課題の解決に関わっていくことができるよう、以下のことに取り組みます。

- ① 情報の収集・発信・提供
- ② ボランティア活動のコーディネート
- ③ ボランティア講座の実施
- ④ ボランティア活動に関する相談・助言
- ⑤ ボランティア活動保険加入の普及・促進



##### (2) 災害ボランティアセンター体制強化事業

災害発生時に円滑な被災者支援活動ができるよう、以下のことに取り組みます。

- ① 災害ボランティア活動の支援・促進
- ② 災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施
- ③ 災害ボランティア研修の実施
- ④ 災害支援コーディネート力の強化



##### (3) 担い手の育成

地域では様々な暮らしの課題も「福祉の課題」として、解決を必要としています。生活支援の必要な一人暮らし高齢者や障がい者、生活に困窮している人などの悩みに応えるために、また、ひきこもりの人に対するアプローチを積極的に行うなど、様々な生活支援サポーターを育成していかなければなりません。そのため、市民サポーター養成講座等を実施し、地域活動者の発掘に取り組みます。

##### (4) 福祉教育推進事業

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける社会の実現をめざして、「ふだん」の「暮らし」の「しあわせ」について考える福祉教育を推進するため、以下のことに取り組みます。

- ① 多世代・多職種への福祉教育の啓発・推進
- ② 福祉教材の貸出
- ③ ゲストティーチャーの派遣



## 【基本目標2】みんなで支え合う地域づくり

### 2. 人と人とのつながりを深め 地域の支え合い活動を推進します

#### (1) 小地域ネットワーク活動推進事業

日常的な「見守り」を通じて、地域住民が身近な課題をみつけ、小地域単位の特性にあった活動を行い、住民相互の活動により福祉ニーズを把握・発見できるような仕組みづくりのために、以下のことに取り組みます。

- ① 福祉委員の委嘱
- ② 福祉委員対象研修の実施
- ③ 校区福祉座談会・研修会等への参画
- ④ 地域支え合いマップ作成の支援
- ⑤ 地域包括支援センターとの連携



新任福祉委員研修会

#### (2) 地域組織活動促進事業

住民自らが、それぞれの地域の課題解決に向けて取り組めるよう、校区の実情に応じた地域共生社会の実現を推進する校区社会福祉協議会の活動を促進するために、以下のことに取り組みます。

- ① 地域福祉力アンケート調査に基づくヒアリング調査、地域実態調査の実施
- ② 校区社会福祉協議会会長連絡協議会との連携・協働による各種研修等の実施



新任校区社協会長研修会

#### (3) ふれあいサロン活動支援事業

みんなが安心して暮らせるよう、地域の実情に応じて、気軽に、楽しく参加できる“地域の居場所”であるふれあいサロン活動を支援するため、以下のことに取り組みます。

- ① サロン活動支援金の交付
- ② サロン連絡会の開催
- ③ サロン立上げ及び活動支援
- ④ レクリエーション用具の貸出
- ⑤ 登録サロンへの定期訪問及び相談支援
- ⑥ 出前講座の実施



ふれあいサロン連絡会

#### (4) 住民参加型在宅福祉サービス事業（おおむたキャロットサービス）

自発的に参加する地域住民が、要援助者の個別支援を、安定的・継続的に行えるよう、サービスの提供体制の充実に向けて、以下のことに取り組みます。

- ① おおむたキャロットサービス会員の登録・活動の調整
- ② おおむたキャロットサービス協力会員の養成講座・研修の実施
- ③ おおむたキャロットサービス協力会員向け会報紙の発行

## (5) 地域支え合い活動の推進

誰もが在宅生活を安心して継続できるよう、地域包括ケアシステム構築に向けて、生活支援コーディネーターや共創サポーター等と連携し、地域住民参加による生活支援活動充実のため、以下のことに取り組みます。

- ① 大牟田市地域福祉大会  
～地域支え合い“絆”セミナー～ の開催
- ② 地域リーダー合同研修会の開催  
(まち協・民児協・連協・社協等)



## (6) 大牟田市地域支え合いセンター運営

### ～大牟田市被災者見守り・相談支援事業～（市受託事業）

大牟田市地域支え合いセンターの設置目的は、生活支援相談員及び補助員によって、被災された方々の見守り・巡回訪問を通じて、支援ニーズの把握・掘り出しを行うとともに、個別の状態・支援ニーズに応じて各種支援機関や専門職等と連携し、被災者の生活再建を総合的に支援することです。大牟田市より、支援に必要な情報提供を受けながら、被災者宅への戸別訪問を行うこととなります。全ての世帯が、生活再建し、通常の暮らしを取り戻すことを目標としています。

大牟田市地域支え合いセンターにおける具体的な活動について、以下のとおりです。

- ① 市内全域の在宅被災世帯に対して、戸別訪問し、家屋・世帯員の状況、支援ニーズや課題を把握すること、加えて、り災証明の申請についても確認すること
- ② 訪問調査で把握した様々な課題に対して、自力などにより生活再建できるのか、継続的な支援が必要かを検討し、確認すること
- ③ 継続的な支援が必要な世帯については、個別ケース検討会議を開催し、市や支援団体、専門機関等と連携し、役割分担すること
- ④ 被災世帯が通常の生活を取り戻していくのに合わせ、通常の福祉サービス等へ移行できるように支援していくこと

## (7) 第4次大牟田市地域福祉実践計画の策定

「第4次大牟田市地域福祉実践計画」は、地域住民、ボランティア、NPOなどが自主的・自発的な活動を行いながら、お互いに連携し、地域における様々な組織・団体、地域資源が協働し、具体的な「共助」を明確にする計画です。大牟田市と本会が、地域福祉を推進する上での基本理念を共有し、地域の社会資源を発掘するとともに、それぞれ役割分担し、大牟田市が策定する「健康福祉総合計画」との整合性を保ちながら、一体的に策定するものです。計画の期間は、策定後から令和8年度までの計画となります。

## 【基本目標3】生活課題の解決に向けた包括的な仕組みづくり

### 3. 専門機関や住民と連携・協力し生活課題の解決を促進します

#### (1) 生活困窮者自立支援法に伴う支援事業(市受託事業)

##### ① 自立相談支援事業

経済的困窮や社会的孤立等の困りごとを抱えている人の幅広い相談を受け、相談者と一緒に考えながら、支援計画の作成、他機関への同行・調整など、相談者に寄り添った伴走型の支援を行います。

##### ② 住居確保給付金事業

離職者で就労能力・意欲のある人のうち、住宅を喪失している人または喪失するおそれのある人を対象に家賃相当分の給付をするとともに、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

##### ③ 学習支援事業

不登校や生活困窮者世帯の主に中学生等を対象に、市内3カ所で学習会を行います。基礎学力の定着を図り、進学への不安や学校生活での悩みごと、更には保護者からの進学等の相談も受け付けます。また、学習支援事業を利用し、高校に進学をした子どもの見守りを行い、中退を防ぎます。加えて、子どもたちが将来について考えるきっかけづくりや親睦を目的とした交流会を年1回実施するとともに、学習支援ボランティアとの月1回のミーティング及び行政を交えての年1回のボランティア会議を実施し、学習支援についての意見交換等を行います。



##### ④ 就労準備支援事業

ひきこもりをはじめ、様々な理由で、働きづらい状態にある人、すぐには就職活動が難しい人を対象に、生活習慣の改善やコミュニケーション訓練・就労体験等を行い、就職活動ができるように支援します。

また、「就労支援ネットワーク会議」と連携し、就職活動困難な人に対して、より多くの事業所の理解を得て、一人でも多くの方が就職できるように支援していきます。



##### ⑤ 一時生活支援事業

ホームレス等の一定の住居を持たない方、ネットカフェに寝泊まりし住居形態が不安定な方等に対し、一定期間、宿泊場所を提供し、生活基盤を整えたうえで住宅の確保や求職活動の支援を行います。



## ⑥ ひきこもりアウトリーチ事業 ～大牟田市アウトリーチ支援強化事業～

大牟田市アウトリーチ支援強化事業とは、生活困窮者自立支援制度の自立支援機関におけるアウトリーチ等の充実を行い、社会参加に向けた丁寧な支援を必要とする人への支援の強化を図ることを目的としています。

具体的な業務については、以下のとおりです。

- ① アウトリーチ支援員を1名以上配置し、国が実施する生活困窮者自立支援制度人材養成研修におけるテーマ別研修（ひきこもりの支援について）を修了させること
- ② アウトリーチ支援員は、ひきこもり地域支援センターや筑後若者サポートステーション等の機関とネットワークを形成するとともに、同行相談や信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチを主体に、ひきこもり状態にある人、支援がつながりにくい人やその家族に対して、より丁寧な支援を実施すること（ひきこもり家族の会、ひきこもり支援ネットワーク協議会の創設）
- ③ 個別の相談ニーズに応じて、柔軟な相談体制を提供するとともに、自立に向けてのひきこもり支援計画を作成し、本人のペースに合わせて伴走していくこと

## （2）大牟田市権利擁護センターの運営

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方も地域で安心して暮らせるよう、成年後見センター運営事業及び日常生活自立支援事業を一体的に展開し、加えて、制度の狭間となる事案（障害者相談支援事業所等と連携し、重度身体障がい者への独自サービス実施に向けての課題整理等）についても、具体的に対象者や支援方法についての検討を行い、柔軟にその人の権利を擁護するために「大牟田市権利擁護センター」において、下記の事業を実施します。

### ① 大牟田市成年後見センター運営事業（市受託事業）

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分な方が、地域でその人らしく安心して暮らせるよう、権利を擁護し、支援するための制度です。成年後見制度利用促進を図るため、以下のことに取り組みます。

- ① 成年後見制度の利用や権利擁護に関する相談・助言および対応
- ② 市民後見人の養成・登録
- ③ 市民後見人活用による法人後見受任及び市民後見人活動の支援
- ④ 成年後見制度や権利擁護に関する啓発
- ⑤ 成年後見制度や権利擁護の関係機関との連携



### ② 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

認知症・知的障がい者・精神障がい者等で、判断能力が不十分な方に対し、金銭の管理や福祉サービス利用に関する相談を受け、利用者との契約に基づいた日常生活支援を行います。加えて、利用者支援を行う生活支援員の養成及び研修を実施します。

### (3) 生活福祉資金貸付事業(県社協受託事業)

生活福祉資金貸付制度は、所得が減少した世帯などを経済的に支える貸付制度です。主なものに、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用の貸付を行う緊急小口資金、生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行う総合支援資金、就学等を支援する教育支援資金等があります。

貸付に関する相談を受け付けるとともに、民生委員の協力のもと、借受世帯の経済的自立に向けた支援を行います。

### (4) 大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会への参画・連携・協働

地域の福祉ニーズに応えるような公益活動を全市的に行うことを目的として、以下のことに取り組む協議会へ参画し、事務局機能を担うとともに協議会と連携・協働しながら制度の狭間となっている問題の解決に努めます。

- ① 制度の狭間にある福祉課題に対する「生活困窮者レスキュー事業」の実施
- ② 制度の狭間にある新たな事業展開の検討(制服バンク・ドライブサロン等)
- ③ 社会福祉法人地域公益活動協議会による事業展開を市内外への発信
- ④ 社会福祉法人職員のスキルアップ研修の実施

### (5) おおむた子ども・地域食堂ネットワーク会議への参画・連携・協働

食を通じた多世代交流の場としての子ども・地域食堂を支援するために、以下のことに取り組みます。

- ① 子ども・地域食堂の立ち上げ及び運営支援
- ② 甘木山学園との合同事務局としておおむた子ども・地域食堂ネットワーク会議への連携・協働
- ③ コロナ禍における運営継続の為の支援



### (6) 知的障がい児・者医療支援プロジェクトへの参画・連携・協働

知的障がい児・者が円滑に医療受診できるよう、医療・教育・福祉関係者・当事者家族で構成するプロジェクトに参画し、事務局機能を担います。

また、コアメンバーによるチームを軸として多機関と連携し、研修会などを開催しながらプロジェクトを進めていきます。



### (7) 各種相談事業

#### ① 行政書士相談

毎月第3水曜日に、行政書士による法務相談を実施します。離婚や財産相続、事故等の相談に専門的なアドバイスを行います。

#### ② 福祉サービス苦情解決相談

在宅福祉サービス利用における様々な問題について、当事者間で解決できない場合は「第三者委員会」を活用しながら、その解決を図ります。

## 4. 安心して子育てできる環境の整備に努めます

### (1) くぬぎ保育所の運営

健全な保育運営を行うと共に、保育方針である「自然の中で心と体を使って、思いきり遊ぶこども」に基づき、障がい児との統合保育、食育の推進などの事業を行うために、以下のことに取り組みます。

- ① 園児の成長に対して不安、心配ごとを抱えている保護者への支援
- ② 園児の「食」に対して関心を高めるための「田植え」「稲刈り」「もちつき」「みそ作り」の体験
- ③ より高い保育を行うための研修の充実
- ④ 新型コロナウイルス感染症対策の徹底と安心・安全な保育環境の提供



くぬぎっ子によるもちつき

### (2) 放課後児童健全育成事業（市受託事業）

学童保育所・学童クラブ運営（三池・高取・白川・大牟田中央）

放課後、児童の養育ができない家庭などの児童に対して適切な遊びと生活の場を提供します。食育につながる菜園作りや、避難訓練、不審者対策など、子どもの安全対策をはじめ、地域組織等との連携など様々な世代間交流事業を実施します。



不審者対策指導

### (3) 大牟田市ファミリー・サポート・センター事業（市受託事業）

〔実施場所〕 大牟田市市民活動等多目的交流施設 えるる内 1F

子育ての援助をしてほしい方（利用会員）と子育ての援助ができる方（協力会員）からなる会員組織で、依頼の内容に応じてマッチングを行い、会員相互の育児サポートをします。また協力会員養成講座の開催や様々な機会を通じて子育て世代や市民に対し、事業の周知啓発に努めます。



協力会員養成講座

### (4) 大牟田市地域子育て支援拠点事業・つどいの広場（市受託事業）

〔実施場所〕 大牟田市市民活動等多目的交流施設 えるる内 1F

おおむね0歳～3歳までの子どもとその保護者が気軽に集い交流することにより、子どもは子ども同士の関わりをとおして社会性を身につけ、保護者はスタッフや他の保護者と話をし、相互に情報交換ができるつながりの場にするすることで、子育てへの不安感・負担感の緩和を図ります。子育て親子の交流の場の提供の他、子育て支援に関する講習等を行います。



パパと遊ぼう（節分ごっこ）

## 5. 自分らしくイキイキと暮らせるよう在宅生活を支援します

### (1) 介護保険事業の運営

訪問介護（ホームヘルパー派遣）、訪問入浴介護（入浴車による訪問入浴）、居宅介護支援（ケアプラン作成等）、地域密着型通所介護（デイサービス）の4事業を実施し、事業対象者及び要支援、要介護者が安心して在宅生活が継続できるよう支援します。また、今年度の介護保険改正にも掲げられている、自立支援・重度化防止の推進や介護人材確保の推進に加え、感染症や災害への対応力の強化を図っていきます。さらに低所得者対策として、介護サービス利用料の自己負担が厳しい利用者に対し、本会独自の減免制度の活用及び周知啓発にも努めてまいります。



### (2) 障害者福祉サービス事業の運営

障害支援区分認定を受けた在宅の障がい者に対して、サービス利用計画書に沿った居宅介護（ホームヘルパー派遣）・同行援護（ガイドヘルパー派遣）・訪問入浴（入浴車による訪問入浴）の事業を実施し、在宅生活や外出の機会の確保を支援します。また、視力障がい者向けの福祉有償運送サービスとして、単独で公共交通機関を利用することが困難な視力障がい者の外出を支援します。



### (3) 介護予防・相談センターの運営（市受託事業）

市内に6カ所設置されている地域包括支援センターの1つである中央地区地域包括支援センターの支所として、介護に関する各種の相談や事業対象者及び要支援1・2に認定された高齢者への介護予防ケアプランの作成等を行います。また各種専門職と連携しながら、介護予防の普及・啓発のため、地域での広報活動や予防教室を実施することで、地域住民の介護予防を促進します。

### (4) 車いす貸与事業

外出等の支援を行うために、在宅の高齢者や障がい者等を対象に一定期間、車いすを貸与します。

## 6. 地域福祉の推進役を果たすための基盤を強化します

### (1) 職員の資質の向上と人材育成

今後の社協運営に求められる職員像を掲げ、個々の職員のスキルアップを図るため、全体職員研修（隔月開催）や担当別・課題別研修を実施します。また、人事考課により目標遂行能力やマネジメント能力を評価を行い、組織の強化を図ります。

### (2) ファンドレイジング（資金調達）の推進

地域福祉活動を進める上で、大切に活用されている「赤い羽根共同募金」や「大牟田善意銀行」の浄財について、その役割や用途について共感していただけるよう周知に努め、更なる財源確保の充実に取り組みます。加えて、地域福祉における様々な課題（例：子ども食堂・居場所づくり・ゴミ屋敷・ひきこもり対策等）を解決したいという想いに賛同する支援者を増やし、より多くの方が寄付・寄贈という形で参画できる機会「ファンドレイジング（資金調達）」を積極的に推進していきます。

### (3) 広報の強化

事業活動について情報を提供するほか、住民一人ひとりの福祉課題に対する理解と関心を高め、地域社会の福祉課題を解決する活動への参加を促進していきけるよう、以下のことに取り組みます。

- ① 広報紙「きらり」の発行（全世帯対象、年4回発行）
- ② 事務局通信「きらり」の発行（賛助会員等対象、月1回発行）
- ③ 公式ホームページやフェイスブック等による情報発信
- ④ 「社協活動啓発用パンフレット」の発行

### (4) 総合福祉センターの運営

総合福祉センターの健全な運営のため、経費削減を行うと共に、センター利用者の安全に十分配慮し、換気や消毒を徹底するなど継続的な新型コロナウイルス対策を講じます。また、年に2回実施する消防訓練においては、速やかな対応が出来るよう計画的に取り組みます。さらに、有事に大牟田市からの要請を受けた場合には、安心して利用できる福祉避難所を開設します。

### (5) 赤い羽根共同募金運動の協力

共同募金は本市の地域福祉推進のための貴重な財源であり、「福岡県共同募金会大牟田市支会」と連携・協働し、共同募金運動を推進していきます。

具体的には、地域における戸別募金を中心とし、通年募金（募金箱・赤い羽根自販機の設置）や資材募金・新規法人開拓などに努め、安定的な募金の確保を目指します。

また、あらゆる広報媒体を活用し、共同募金・歳末たすけあい募金の使いみちを広く周知し、理解と協力を求めています。

